

寝屋川市アドバンス寝屋川マネジメント株式会社経営等検討委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 地方分権改革が推進される中、地方公共団体が自らの決定と責任の下、寝屋川市の第三セクターであるアドバンス寝屋川マネジメント株式会社（以下「アドバンス」という。）の抜本的改革を推進し、地方財政規律の強化に資するため、アドバンス寝屋川マネジメント株式会社経営等検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次の各号に掲げる事項について、意見及び情報を交換する。

- (1) アドバンスの経営等に関すること。
- (2) アドバンスの今後のあり方に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、アドバンスの経営等を検討するに当たって、必要と認める事項

(組織)

第3条 検討委員会は、委員8人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次の各号に掲げる職にある者になるものとする。

- (1) 都市未来政策監
- (2) 経営企画部長
- (3) 財務部長
- (4) 総務部長
- (5) 市民生活部長
- (6) まち政策部長
- (7) まち建設部長

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員長は前条第3号に掲げる者が、副委員長は委員長が指名する者になるものとする。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 検討委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(作業部会)

第7条 検討委員会に、事前調査及び専門的な検討を行うため、作業部会を置くことができる。

2 作業部会の構成員は、委員がその所属の室長又は課長のうちから指名したものがなるものとする。

(資料の提出等の要求)

第8条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係職員に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 委員会は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(庶務)

第9条 検討委員会の庶務は、財務部財政課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成26年5月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 11 月 1 日から施行する。